

雫石町障がい者活躍推進計画

機関名	雫石町
任命権者	雫石町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5カ年）
雫石町における障害者雇用に関する現状と課題	<p>町は、町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>令和元年6月1日現在では、法定雇用人数である7人を満たしているが、令和3年度から法定雇用率が現在の2.5%から2.6%へ引き上げとなることから、障がい者の積極的な採用を実施する必要がある。</p>
目標	
(1)採用に関する目標	<p>障がい者である職員の実雇用率について、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>※特例認定により、町長部局・教育委員会で合算して一つの目標とする。</p> <p>※毎年の任免状況通報により、把握・進捗管理する。</p>
(2)定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
取組内容	
(1)障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。また、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、人事担当等）を整備するとともに、各種相談窓口を設置する。</p>
(2)障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>現に採用されている障がい者について、人事異動の前に個々の希望や現在の業務の状況、勤務場所についての聞き取りを行い、業務の適切なマッチングが出来ているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> <p>また、今後新規で採用される障がい者について、個々の能力や希望も踏まえ、職務の選定や創出について検討を行う。</p>
(3)障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p>

	<p>募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(4) その他	<p>国等による障害者就労施設等からの御物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>